

第6号様式別表10記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読み替え後の法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「債務の免除を受けた金額①」から「計⑦」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(2)）の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表3）の1から7までの各欄の金額を記載します。	
2「当期控除額⑧」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑦の欄の金額と⑧の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
3「欠損金額等⑩」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
4「債務の免除を受けた金額⑬」から「計⑱」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(2)）の13から18までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表3）の13から18までの各欄の金額を記載します。	
5「⑱の金額を控除する前の所得⑳」	第6号様式の㉑の欄の金額又は第6号様式別表5の㉒の欄の金額を記載します。	
6「当期控除額㉑」	「1 この明細書の用途等」(2)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑱の欄の金額、⑱の欄の金額又は㉒の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。	
7「欠損金額等㉒」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
8「調整前の控除未済欠損金額等㉓」	法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度にあっては、第6号様式別表12の③の欄の金額を記載します。	